

## 6. 回数券制度・運転免許返納者割引制度導入の内容（令和2年10月2日より）

大塚西地区における乗合タクシー利用者数は、新型コロナウイルス感染症の流行により一時落ち込んだが、緊急事態宣言の解除以降元の水準に戻りつつある。利用の核となっている下城ハイツ町内会はもとより、他地域においても利用が拡大しており、今後更なる利用促進を図っていく必要がある。

あわせて、昨今社会問題化している高齢運転者の交通事故に対して、地域に密着した生活交通である乗合タクシーの責務として、免許返納後の生活を支える選択肢となる必要がある。

上記について地元協議会において協議した結果、利用促進策については、様々な方がより利用しやすくなるよう、プレミアム分をつけた回数券制度を導入することとなった。また、免許返納者に対しては、返納後乗合タクシーが利用しやすくなるよう、運賃割引を行うこととなった。

改正内容	概要
(1) 回数券制度の導入	車内において、2,200円分の乗車券を2,000円で販売する。
(2) 運転免許返納者割引制度の導入	運転免許を返納された方に対し、返納から3年間の期限として、4,000円分の乗車券を2,000円分で販売する。